

外国語教育メディア学会九州・沖縄支部 支部紀要 投稿規定

- 第1条 本規定は、外国語教育メディア学会九州・沖縄支部（以下、本支部）の紀要（以下、本誌）の投稿に関して定めたものである。
- 第2条 本誌へ投稿する者は、本支部会員であり、投稿時の年度会費を納入済みでなければならない。但し、共著者として他支部会員を執筆者の過半数を超えない範囲で加えることができる。また編集委員会が依頼した者はこの限りではない。
- 2 同一の著者が同時に2本以上、査読審査を受けることはできない。但し、共著者の場合はこの限りではない。
- 第3条 投稿できる研究論文、実践報告およびその他の報告（研究ノート、教材解説、書評等）は未公刊のものに限る。
- 2 研究論文、実践報告およびその他の報告（研究ノート、教材解説、書評等）の別は執筆者が投稿申込時に指定することとする。
- 3 投稿される論文は本誌で既に公表されているもの、他の学術刊行物に公表されているもの（あるいは公表予定であるもの）、投稿中であるものに対し、記述言語を問わず、内容的に同一あるいは酷似したものであってはならない。
- 4 学位論文については原則前項に該当しないが、所属機関および学位論文関係機関の規程等に抵触しないものであることを条件とする。また、投稿内容が学位論文に基づくものであることを論文の注にて明記すること。
- 第4条 投稿する原稿は、以下に定める様式、および外国語教育メディア学会ホームページ上のテンプレートに従って執筆されなければならない。
- 1) 和文・英文とも横書きとし、A4 縦白色の用紙に、天地左右の余白をそれぞれ3センチとする。使用する書体は、原則として和文の場合「明朝体」、英文の場合「Times (New Roman)」とする。文字の大きさは和文の場合10.5ポイント、英文の場合12ポイントし、1ページの行数を35行とする。和文の場合は1行40字とする。

2) 投稿原稿の書式は、特に指定のない限り、Publication Manual of the American Psychological Association (最新版)に従うこととする。

3) 本文で使用する言語に関わらず、200語以内の英文の要約を付けるものとする。

4) その他の論文中の書式については、本会ホームページ上のテンプレートに従って執筆する。

5) 図・表(写真など)は本文中に入れ、フォントサイズに留意する。

6) 投稿される論文等の原稿は15ページ以内を基準とし、25ページを上限とする。ただし編集委員会が特に求めた特殊な原稿はこの限りではない。

第5条 投稿者は、本支部ホームページ上の指示に従って原稿を提出しなければならない。提出原稿はMS Word形式、およびPDF形式で保存した2つのファイルを提出する。原稿の受信後、編集委員会において書式等を確認した後、受付の通知を行う。また必要に応じて、著者照会を行う。査読審査を経た後、本誌への掲載が決定した段階で、受理の通知を行う。

第6条 投稿原稿は、査読者(以下、査読担当者)による査読審査を経て、査読内規に基づき編集委員会において掲載可否が決定される。

第7条 審査結果は原稿受付後、原則、3ヶ月以内に編集委員会より執筆者あるいは執筆代表者に通知する。

2 編集委員会によって修正を求められた場合、あるいは再審査と判断された場合は、所定の期日までに修正原稿を提出しなければならない。その際、査読担当者からのコメントへの対応を列挙したもの(書式自由)を併せて提出する。査読審査によって修正を求められた原稿が審査後6ヶ月以上経過しても再提出されない場合は、原稿の審査は自動的に終了し、当該原稿を不採用として扱う。

第8条 本誌に掲載された論文等の著作権はその副次的使用権を含め、全て本支部が所有する。

2 本誌に掲載された研究論文・実践報告等を、本支部の許可なく無断で複製あるいは転載することはできない。複製あるいは転載す

る場合は、本支部ホームページ上の書式に従って申請を行わなければならない。

第9条 投稿論文のもととなる研究は、日本学術振興会の『科学の健全な発展のために 誠実な科学者の心得』（2015年）を踏まえたものでなくてはならない。

第10条 投稿に関する通信は全て編集委員会宛とする。
2 編集委員会は、掲載可否判定に関する問い合わせには応じない。

第11条 本規定の変更は、運営委員会の三分の二以上の議決を経た後、総会の承認を得なければならない。

附 則

この規程は、2020（令和2）年7月25日から施行する。

この規程は、2023（令和5）年6月10日から施行する。

この規程は、2024（令和6）年4月1日から施行する。